諮問庁：国立大学法人東京大学
諮問日：令和７年１月２０日（令和７年（独情）諮問第１０号）
答申日：令和８年１０月９日（令和８年度（独情）答申第１９号）
事件名：特定日特定会議の議事録等の不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和６年１０月２２日付け第２０２４－８６号により国立大学法人東京大学（以下「東京大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人の特定又は推測が可能となるおそれのある記載及び資料は省略する。

本件は、特定年月日の特定会議について、議題表、資料、「議事録ないし議事要旨（案を含む。）」、「議事録ないし議事要旨の作成過程で使用するメモ・草稿等」、「担当部署又は出席・陪席部署等における議事内容のメモ又は記録」及び「録音又は録画のデータ」の開示を請求したものである。処分庁はこれに対し、議題表及び資料を全部開示するとともに、その余については、「当該会議の議事要旨については、請求時点では作成しておらず不存在」であり、「その他請求文書については、作成しておらず不存在」であるとして不開示とした。

これらのうち議事録あるいは議事要旨（以下「議事録等」という。）に関しては、たしかに本開示請求を行ったのは当該会議の数営業日後であり、その時点では作成されていなかったとする説明は、不自然であるとまでは言えない。

一方、「議事録ないし議事要旨の作成過程で使用するメモ・草稿等」、「担当部署又は出席・陪席部署等における議事内容のメモ又は記録」及び「録音又は録画のデータ」（以下、第２及び第３において「議事関係資料」という。）については、単に「作成しておらず不存在」とするにとどまっ

ている。

東京大学においては特定会議の開催から一定期間後に議事要旨をウェブサイトに掲載していることから、これらの会議の議事要旨が作成される取扱いとなっていることは明らかである。そして正確な議事要旨を作成するには、一般論として、担当者において議事内容をメモしておくか、あるいは録音又は録画によって記録を行うなど、会議の現場で何らかの形の資料を残すことが確実な方法であると考えられる。当該会議は国立大学法人法に規定されている法定の会議であり、そのような重要な会議の議事要旨を作成するという事務を適正に遂行するために必要な措置が執られていないということは俄に想定しがたいから、本開示請求に係る議事関係資料が一切存在しないというには合理的な疑いが残る。

なお、本開示請求に係る議事関係資料が存在したとしても、それを特定の担当者のみが単独で使用していた可能性もあるが、議事要旨の作成という組織の業務のために使用する文書である点も鑑みれば、処分庁の「役員又は職員が組織的に用いる」文書に該当しないと直ちに言えるものではなく、当該文書の保管の状況や当該文書の取扱いに係る担当者の上司による指導・管理の状況その他の事情を考慮して判断すべきものである。

以上のことから、本開示請求については、議事関係資料を含め開示請求に係る法人文書をあらためて特定した上で、開示すべきである。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件対象文書について

本件対象文書は、「特定年月日特定会議の議題表、授業料の値上げに関する議題の資料、議事録ないし議事要旨の作成過程で使用するメモ・草稿等、担当部署又は出席・陪席部署等における議事内容のメモ又は記録、録音又は録画のデータ」である。東京大学（以下、第３において「本学」という。）は、特定年月日特定会議の議題表、授業料関係文書については全部開示とした上で、「当該会議の議事要旨については、請求時点では作成しておらず不存在」とし、議事関係資料については、作成しておらず不存在とする原処分を令和６年１０月２２日に行った。

これに対し、審査請求人は、令和６年１１月８日受付けの審査請求書により、不開示決定を取消し、対象文書の開示を求めている。

２　審査請求人の主張とそれに対する本学の見解

審査請求人は、審査請求書において、「請求する法人文書」として「特定年月日特定会議にかかる議事録、議事要旨、担当部署又は出席・陪席部署等における議事内容のメモ又は記録ないし録音又は録画データ」であり、東京大学においては特定会議の開催から一定期間後に議事要旨をウェブサイトに掲載していることから、これらの会議の議事要旨が作成される扱いとなっているのは明らかで、その正確な議事要旨を作成するには、一般論

として、担当者において議事内容をメモしておくか、あるいは録音又は録画によって、記録を行うなど、会議の現場で何らかの形の資料を残すことが確実な方法であると考えられるから、本件開示請求に係る議事関係資料が一切存在しないというには合理的な疑いが残る。特定の担当者のみが単独で使用していた可能性もあるが、議事要旨の作成という組織の業務のために使用する文書である点も鑑みれば処分庁の「役員又は職員が組織的に用いる」文書に該当しないと直ちに言えるものではない。以上のことから、「議事関係資料を含め開示請求に係る法人文書を改めて特定した上で開示すべきである」と主張する。

本件開示請求内容は、審査請求人が言うように「特定年月日特定会議にかかる議事録、議事要旨、担当部署又は出席・陪席部署等における議事内容のメモ又は記録ないし録音又は録画データ」である。開示請求を受理し、受付けを行ったのが、当該特定会議の数日後である。審査請求人言うように当該特定会議の議事要旨については一定期間後にウェブサイトに掲載しているのはそのとおりであるが、会議開催後から数日後の開示請求時点では、当該議事要旨は作成していないため、「当該会議の議事要旨については、現時点では作成しておらず不存在。」とする「不開示決定」を行ったところである。

また、審査請求人が主張している「担当部署又は出席・陪席部署等における議事内容のメモ又は記録ないし録音又は録画データ」についての不存在理由が不開示理由欄に何ら記載がないとのことであるが、審査請求を受けて改めて担当部署に確認したが、開示文書以外の法人文書は作成していないとの回答であった。

したがって、当該文書を不存在とした本学の「不開示決定」は妥当であると判断する。

３　結論

以上のことから、本学は、本件について原処分維持が妥当と考える。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和７年１月２０日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　令和８年６月５日　　審議
④　同年７月９日　　審議
⑤　同年１０月２日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、特定年月日特定会議の議題表及び授業料関係資料については全部開示とし

た上で、議事録等については、現時点では作成しておらず不存在とし、その他請求文書に該当する文書は作成しておらず不存在とする不開示決定を行った。

審査請求人は、上記第２の２のとおり、議事録等以外の文書について一切存在しないというのは合理的な疑いが残るなどと主張して審査請求を行ったが、諮問庁は、不開示決定を維持すべきとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

２　本件対象文書の保有の有無について

（１）審査請求人は、特定会議については、議事要旨が会議の開催から一定期間後に東京大学のウェブサイトに掲載されており、正確な議事要旨を作成するためには、担当者において議事内容をメモしておくか、あるいは録音又は録画によって記録を行うなど、会議の現場で何らかの形の資料を残すことが確実な方法である旨を主張している。

そこで、議事録等の作成方法等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁はおおむね次のとおり説明する。

ア　一般論として、議事録等については、各会議の終了後、各会議を所管する担当部署において、議事録等の案を作成し、次回以降の各会議において確認・承認されれば、速やかにウェブサイトでの議事録等の公開手続に移行する。

もっとも、特定年月日に行われた特定会議に係る議事録等の案については、次回の会議が約２か月後に予定されていたことから、処分庁において、会議直後にその作成に取り掛かっていなかったため、開示請求時点で作成されていなかった。

イ　また、担当部署又は出席・陪席部署等において、議事録等の案の作成のため、録音又は録画データの取得、議事内容のメモ（議事録ないし議事要旨の作成過程で使用するメモ・草稿等を含む。）等の作成が行われる場合があるものの、担当者の個人的な利用にとどまり、組織として共用されることはない。

さらに、議事録等の案の作成に関して、担当部署以外の会議への出席・陪席部署等が関与することもない。

ウ　特定会議の担当部署以外の出席・陪席部署等において、会議後、授業料の値上げに関する議題につき所属する部署等内での情報共有等の目的でのメモ等の作成の有無につき確認させたところ、特定の部署等内で審議結果について口頭で伝達を行ったものの、同議題については、改めて議事内容を確認し、組織として共用するまでの必要性は高くなかったことから、情報共有等の目的でのメモ等の作成は行っていない。

（２）以下、諮問庁からの説明を踏まえ、検討する。

本件対象文書は、特定年月日に開催された特定会議の議事に係る議事

録等他の法人文書であるが、議事要旨の案が原案どおり承認されたのは、当該会議から２か月程度後の同会議においてであったことから、開示請求を受け付けた時点で議事録等については作成しておらず不存在であるとしたことについては首肯できる。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、開示請求時点において、特定年月日の次に開催される特定会議の資料として議事録等の案を作成していないとする諮問等の上記（１）アの説明は、著しく不自然・不合理であるとまではいえず、これを否定し難い。

さらに、上記（１）イ及びウのとおり、担当部局を始め会議への出席・陪席部署等において、本件議題に関しメモ若しくは記録又は録音若しくは録画データ等が作成され組織として用いられたとの実態は確認できず、これを保有していないとした諮問庁の説明については否定し難く、これを覆すに足る事情は認められないことから、これを是認せざるを得ない。

したがって、処分庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、東京大学において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

（第５部会）

委員　市木政昭、委員　石川千晶、委員　大江裕幸

別紙

本件対象文書

特定年月日の特定会議に係る議事録ないし議事要旨（案を含む）、議事録ないし議事要旨の作成過程で使用するメモ・草稿等（授業料の値上げに関する議題以外の議題のみに係るものを除く。）、担当部署又は出席・陪席部署等における議事内容のメモ又は記録（授業料の値上げに関する議題以外の議題のみに係るものを除く。）、及び録音又は録画のデータ